

18 世紀後半から 19 世紀初頭の ティロールにおける「地域」と「境界」

佐久間大介

はじめに

オーストリア領ティロール州。さらに、ボルツァーノ自治県とトレンティーノ自治県からなるイタリア領トレンティーノ・アルト＝アディジェ州。アルプス山脈のブレンナー峠を国境として隣接し、ハプスブルク帝国時代にはともにティロール伯領を構成していたこれらの地域は、1990 年代初頭以降、「ユーロリージョン・ティロール」という枠組みで国境を越えた地域協力を推進している¹⁾。これに関連して、新たな地域的アイデンティティの模索も行われている。トレンティーノ・アルト＝アディジェ州が 1993 年に発行した冊子『境界地域の自己紹介』では、この地域がヨーロッパに対して「窓を開いている」ことや、「歴史的にも地理的にも」にもヨーロッパの「架け橋」であったことが強調された²⁾。1995 年には、ティロール州とボルツァーノ自治県が、「君主の夢マインハルト二世 ティロールの形成」と題する博覧会を共催した。この博覧会カタログの序文としてよせられた両自治体知事の共同宣言では、ティロールは、既に中世盛期には「ユーロリージョン」であり、「文化と言語、そしてヨーロッパの南部と中部の間の」出会いの場所であったとされた³⁾。

以上の背景には、ヨーロッパ統合の拡大と深化によって「ヨーロッパ・アイデンティティ」についての議論が活発化し、その中で地域的アイデンティティ自体も再構築を迫られていることがある。そこでは、アイデンティティの複合的性格、すなわち、アイデンティティは国民国家だけに還元されるものではなく、地域、国民国家、そして EU のような超国家的共同体といった多層的な形態をもとりうるのではないかという

ことが注目されている⁴⁾。「ユーロリージョン」の形成は、こうした状況を受けて、「地域」の役割を再評価し、これを「ヨーロッパ」という枠組みの中に位置づけようとするものであろう。

また、ヨーロッパの「境界地域」としての自己定義は、長年にわたるドイツ語系住民とイタリア語系住民の対立を乗り越えようとする試みでもある。ティロールでは、特に19世紀後半以降、ティロール全体を「ドイツ」文化圏の一部として位置づけ、言語混在地域やドイツ孤立言語圏の「ドイツ」文化を維持しようとする動きが活発化する。一方、イタリア語系住民地域においても、自治権獲得運動や、イタリア国家への編入を主張する未回収地回復主義が展開された⁵⁾。第一次大戦後のハプスブルク帝国崩壊時に、南部がイタリアへ編入されたことで、対立はさらに激化した。ドイツ語で「南ティロール」と呼ばれる現在のボルツァーノ自治県では、ドイツ語系が圧倒的多数を占めていたからである。この結果、ティロールについてドイツ語で書かれた歴史研究は、ドイツ語系住民の政治的主張を根拠づけるため、「ドイツ」的要素を「発見」し、さらに「ティロールの一体性」も主張することとなった⁶⁾。これに対し、イタリア側は、アルプスを「自然国境」として重視し、「イタリアの地理的一体性」を強調した⁷⁾。第二次大戦後も、南ティロールの帰属をめぐるオーストリアとイタリアの対立が繰り返され、また南ティロール内部では、激しい自治権獲得運動やこれにともなうテロ活動が展開されてきた。

現在でこそ南ティロールは、独自の議会と政府を獲得し、ドイツ語とイタリア語の同格化も実現したことで、情勢は安定している。だが、このことや「ユーロリージョン・ティロール」のような動きだけで、この地域をアイデンティティ複合のモデルケースや、民族共存の理想状態と評価することはできない。言語集団ごとの区別が解消されておらず、それぞれが「お互いの存在にあえて目を向けないかのようにして生きている」のが現状であろう⁸⁾。さらに、「ユーロリージョン」は、その一体性やアイデンティティの根拠を歴史に求めているが、そこには次のような問題が存在する。

第一の問題は、地域主義が果たしてきた役割や、そのメカニズムについてである。ヨーロッパにおける「連邦制と地域主義」の伝統が注目される場合、その伝統が、領邦議会を中心とするような地域的自治を基盤

としていたことが強調される⁹⁾。だが、この地域的自治は、身分制的な領邦国制によって支えられており、これに参加できない層や地域は排除されていた。さらには、こうした身分制的国制の中で特権を享受する集団やエリートは、地域主義を自己の利益に利用してきた。

第二に、従来の地域主義は、「地域」を均質な民族的・文化的実体を持ち、明確な「境界」によって区切られるものと想定してきた。「ユーロリージョン・ティロール」の構想も、当初は、ヨーロッパを民族的・文化的に均質な地域によって再構成し、それによって、南ティロールをオーストリアのティロール州に再統合しようとするねらいがあった。このため、イタリア語系住民が多数を占めるトレンティーノ自治県が「ユーロリージョン・ティロール」に参加したのは最近のことである。これを背景として、「ユーロリージョン」に対するイタリア語系の関心は、ドイツ語系に比べてさらに低調なものとなっている¹⁰⁾。

こうした問題点を歴史的に考える際に注目されるのは、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけてである。現在の「ユーロリージョン・ティロール」を構成する地域は、それまで独立した聖界領であったトリエント(イタリア語でトレント)司教領とブリクセン司教領(以下、両司教領と略記)が 1803 年にティロール伯領に統合されたことで、ようやく一つの政治的単位としてまとまった。続いて 1805 年、ハプスブルク帝国が対仏戦争で敗北した結果、ティロールはフランスの同盟国であったバイエルンに割譲された。これに対し、1809 年には武装蜂起が起こるが、その鎮圧後、ティロールは、北部はバイエルン、南部はイタリア王国、そして東部はイリリア地方へと三分割された。そして、ナポレオン体制崩壊後に、ようやく、ティロール全体がハプスブルク領に復帰したのである。

こうした激動を経る中で、ティロールという領邦を単位とした地域主義、すなわち「愛邦主義 Landespatriotismus」が形成・展開された。これは、18 世紀後半以降にハプスブルク帝国やバイエルン王国といった枠組みの中で中央集権化の圧力にさらされたことに対抗するためのものであった。したがって、ドイツ語系住民が主導権を握る領邦国制を基盤としており、イタリア語系がこれに参加するには困難が生じていた。このことや、政治的な枠組みがこの時期に大きく変動したこと、そして、「民族」というファクターが登場したことで、イタリア語系の間でも、

「地域」や「境界」に対する新たな捉え方が成長する。

そこで、本稿では、こうした動きに注目して、地域的アイデンティティのメカニズムを考察し、さらには、「地域」や「境界」が揺れ動いたり、新たに設定されていく様相を明らかにしたい。

1. 1790年議会における「ティロールのNation」

まず、「ティロールのNation」という概念に注目して、ドイツ語系住民の地域的アイデンティティを検討したい。近世のハプスブルク帝国では、領邦議会に参加するなどの身分的特権を保有する社団としてNationを理解する考え方があった。つまり、それぞれの領邦国制を基盤とするNationが、各領邦ごとに存在していたのである¹¹⁾。そして、領邦の身分制的国制は、君主と領邦との契約の総体である「国法」によって保証されていた¹²⁾。

ティロールの国制は、聖職者、貴族、都市民、農民の四身分から構成される。領邦議会には、高位聖職者や貴族だけでなく、都市民は都市共同体を、農民は裁判区を単位として代表者を参加させていたのである¹³⁾。

以上の国制に支えられた「ティロールのNation」概念は、1790年に開催された領邦議会において脚光を浴びた¹⁴⁾。この議会は、マリア・テレジアとヨーゼフ二世の改革に対する諸身分の不満を抑えるべく、ヨーゼフの後継者レオポルト二世が招集したものである。ここでは、改革に抵抗し、旧来の国制復活を要求する点で大多数の諸身分が一致した。その際、ティロールの独自性と、諸身分の一体性を強調するために、「ティロールのNation」という概念や、Vaterland、Patriotなどの語が用いられていた。このことから、ティロールという領邦を基盤とした「愛邦主義」が、1790年議会において形成されていたことがわかる。では、そこにあらわれた「ティロールのNation」において、イタリア語系の住民や地域はどのように位置づけられたのであろうか。

ティロールにおいてイタリア語系住民が多数を占めていたのは、ドイツ語で「ヴェルシュ（ロマンス語系の意）」と呼ばれる地域である。このヴェルシュ地域は、ティロール伯領に編入されたのが16世紀初頭と比較的遅かったために、領邦議会に議席を持たない都市や裁判区が多かった。また、当時はティロールには編入されていなかったトリエント司

教領も、イタリア語系住民が多数を占める。だが、トリエント司教領は、ブリクセン司教領とともに、軍事や徴税に関してはティロールと同盟関係にあった。このため、両司教は、大使を領邦議会に派遣していた。

ところが、1790年議会には、ティロール主流派に対する牽制勢力として、ヴェルシュ地域の都市と裁判区も召集された。この議会で、ヴェルシュ地域は、イタリア語の使用を要求したが、認められなかった。この事例は、ヴェルシュ地域と他地域との「民族」対立を示しているように見える。だが、ヴェルシュ地域の政治参加権拡大に反対する勢力がその論拠としたのは、ヴェルシュ地域は、君主によって併合されたのであるから、保護を求める権利はあるが、真のティロールに属すべき権利までは主張できないということであった。ヴェルシュ地域を国制から排除しようとする主流派に、トリエント司教も同調した。ヴェルシュ地域の中心都市であったロヴェレートはトリエント司教の「封土」であるとして、「ロヴェレート住民はトリエント司教大使を通じて代表されるべき¹⁵⁾」と主張したのである。このように、ヴェルシュ地域が排除される際に根拠となったのは、国制上の問題であった。

また、ヴェルシュ地域の国制への参加にもっとも強く反対したのが、南部のボーツェンを中心とする地域とトリエント司教領だったことも重要である。これらの地域とヴェルシュ地域は、ともにワイン生産地域であった。だが、ヴェルシュ地域産ワインは、ヴェルシュ地域がティロールに編入される前から存在した禁令や関税によって、ティロール市場から排除されていた。一方、トリエント司教には、領内のワインをティロールへと輸出する特権があった。このため、1790年議会では、ヴェルシュ地域が規制の撤廃を要求したのに対し、ボーツェンを中心とする地域とトリエント司教がこれに強く反対した。

ヴェルシュ地域と他地域との関係が単純な「民族」対立でなかったことは、ヨーゼフ二世が出した新相続令に関する問題からもわかる。ヴェルシュ地域は、議会で新相続令の撤回を要求した。これは、ヴェルシュ地域とハプスブルク領外のイタリア地域とのつながりを示すものとして興味深い。ヴェルシュ地域の女性は、共通の言語を話すハプスブルク領外の男性と結婚することが少なくなかった。そのため、女子にも相続権を認める相続令が導入されると、財産がハプスブルク領外へと流出する危険にさらされたのである。一方、言語が異なるためにハプスブルク領

外との通婚が少なかった他地域では、この相続令はそれほど問題とならない。ただし、新相続令への反対が自らの利害に反するものではなかったために、これに関してはヴェルシュ地域の主張に同調したのである。

以上のように、1790年議会においては、「民族」は問題とはなっていない。ティロールの「愛邦主義」の根拠とされたのも、「民族」ではなく「国法」であった。以下は、ロドロンの貴族の演説の一節である。

ボヘミアやモラヴィアや他の国々 Staaten で起こったことが、ティロールになんの関係があるのか。ティロール人は、固有の君主、固有の法、固有の制度、固有のラントを持っている。その君主が、他の諸国家をも支配しているのは単なる偶然である¹⁶⁾。

ここでは、「国法」に基づくティロールの自立性が強調され、ハプスブルク帝国という枠組みが否定されている。ただし、ロドロンは、レオポルトが領邦議会を召集したことを次のように評価した。

あの悲惨な時代、あの苦悩と圧制の日々は過ぎ去った。我々の君主が、我々の言うことを聞き届け、その即位にあたって、我々を招集して下さったのである。…この寛大な君主が、単にふさぐだけでなく、完全に癒されねばならない痛手を癒しに来て下さったのだ¹⁷⁾。

ここでは、マリア・テレジアとヨーゼフの「圧制」から解放してくれた存在としてレオポルトが称えられている。また、ロドロンは、「領邦のすばらしい父と Vaterland のために血を流すことを、我々の中で誰が拒むであろうか¹⁸⁾」と述べて、Vaterland への愛と、君主への忠誠を結びつけた。このように、「国法」に依拠する「愛邦主義」においては、その「国法」を保証する君主の存在感が高まったのである。

以上のように、ドイツ語系住民の間では、18世紀後半の中央集権化に対抗する中で「愛邦主義」が成長する。その担い手として想定される「ティロールの Nation」は、ティロールの諸身分によって構成されるものであり、ヴェルシュ地域との間には、国制や関税線に基づく境界が設定された。

だが、フランス革命後の動乱期に、ティロールは、フランス軍の侵攻やバイエルン支配への抵抗を繰り広げ、特に1809年の武装蜂起では、フランスとバイエルンの連合軍を三度も撃退した。こうした激動を経る中で、「愛邦主義」は新たな段階に入る。身分制的国制を基盤としてきた「ティロールの Nation」を再構成し、より広範な住民層を抵抗運動に動員することが必要となったのである。そこで、次に、対仏戦争期に「ティロールの Nation」がどのように再定義され、その中でイタリア語系住民がどのように位置づけられたのかを見ることにしよう¹⁹⁾。

2. フランスやバイエルンへの抵抗運動における統合の試み

フランスやバイエルンに抵抗するためにまず行われたのは、宗教的感情の利用である。1796年にフランス軍の侵攻を受けたティロールでは、領邦議会の下部機関である領邦議会委員会が開かれた。ここでは、領邦防衛に関する具体的な協議が行われたが、「聖心」の祝日を設けてその祭礼をティロール全土で行うことも決定された。「聖心」信仰は、「キリストの愛、特にその象徴であるキリストの心臓に対する崇敬²⁰⁾」と説明される。委員会は、「聖心」を領邦防衛のシンボルとすることで、住民の統合を図ったのである。この結果、「聖心」の信仰を外敵から守るところこそが、「ティロールの Nation」の使命とされた。

フランスやバイエルンを非難するプロパガンダも、両者を「啓蒙」や「不信心」と結びつけ、Vaterland や信仰の敵と位置づける点で共通していた。つまり、「民族」的に異なるフランスも、「ドイツ」民族ということでは多くの住民と共通しているバイエルンも、ティロールの信仰生活を脅かす点で、「他者」と設定されたのである。そして、この「他者」の脅威がすべての身分に及びことを強調することで、身分間の統合も図られた。また、当時のプロパガンダに数多くあらわれる皇帝崇拜の言説は、ハプスブルク君主をティロールという Vaterland の解放者、保護者として位置づけた。

抵抗運動のために行われたこうした試みを象徴するのが、1809年の武装蜂起の指導者として有名なアンドレアス・ホーフアが出した檄文である。

神と皇帝と忠実なる Vaterland のために！明日の朝が最後の攻撃だ。我々は、バイエルンを聖母の助けによって捕らえるか打ち倒し、愛するイエスの聖心に身を捧げるつもりである²¹⁾。

「神と皇帝と祖国のために」というスローガンは、当時の他のプロパガンダにも数多く見られる。また、この発言には、宗教的感情と Vaterland への愛の結合、その基盤となる「聖心」信仰、そして、ハプスブルク君主への忠誠心といった、これまで指摘した要素がすべてあらわれている。

抵抗運動の中では、ハプスブルク帝国や「ドイツ」という枠組みへの認識も成長した。1796年の軍歌は、「ドイツの勇気に鼓舞された者を我々の隊列に加えよ。神と法、そして皇帝を称える者はドイツの名に値する。兄弟達よ！進軍せよ²²⁾」と呼びかけた。また、1809年の蜂起では、隣接するフォアアールベルクやケルンテンに対し、同一の君主を戴いていたことを強調して連帯を訴える檄文が出された。

抵抗運動を遂行する際には、これまで「ティロールの Nation」に含まれなかったイタリア語系地域に対しても呼びかけが行われた。実際、抵抗のプロパガンダは、同一の内容のものをドイツ語とイタリア語の二種類で発給するか、両言語を併記するのが通例であった。また、イタリア語系住民を特に対象としたものとして、アンドレアス・ホーフアが発給した文書を見てみよう。

最愛なるイタリアの（独：ヴェルシュの）ティロール人たちよ！
...親愛なる戦友たちよ！考えて見よ！我々は誰と戦っているのか？敵となのか、それとも味方となのか。...親愛なる同胞（伊：Patriaを同じくするもの/独：Landsmann）たちよ！全世界が汝らの行動に驚く。「ティロール人」という名前は、既に永遠のものとなった。神、信仰、祖国、そして仲間に対する義務を果たさずすれば、汝らの行動は証明されることになる²³⁾。

これは、ヴェルシュ地域で強制的な徴兵や物資の徴発を行っていた将校の行為に遺憾の意を表明し、その将校を解任して新たな人物を任命することを通知するものであった。ここでは、「神と皇帝と祖国のために」というスローガンと同様のレトリックが用いられている。また、イタリ

ア語系住民もティロールという同一の「祖国(ドイツ語では Vaterland、イタリア語では Patria)」に属していることも強調された。

以上のように、フランスやバイエルンへの抵抗運動の中では、多様な住民を統合するための試みとして、「神と皇帝と祖国のために」というスローガンが出現した。これは、イタリア語系住民にも向けられており、「ティロールの Nation」にイタリア語系住民を統合する可能性も出てきたと考えられる。

ただし、こうした統合の試みは、あくまでも身分制的国制を維持するためのものであり、その国制において劣位に置かれていたイタリア語系地域に、他の地域と同様の国制上の地位が与えられることはなかった。バイエルン統治期の1806年に開催された領邦議会委員会では、ティロールに統合された旧両司教領とヴェルシュ地域に、他地域と同様の国制参加権を与えることが提案された。しかし、この試みは多数の賛同を得られず、結局挫折することとなったのである。

3. 様々な境界

「ティロールの Nation」を基盤として地域的アイデンティティを形成したドイツ語系住民に対し、イタリア語系はどのように対応したのだろうか。また、この時期の政治的枠組みの変動と、「民族」原理の出現は、イタリア語系住民の地域的アイデンティティにも大きな影響を与えたと考えられる。これらについて考察するために、まず、ティロール内部の境界が、近世以降どのように認識されていたのかを整理しておこう。

9月8日夜、ブレンナーにて。

いわば否応なしに、結局この休止点にまでやってきた。...そして今や私は、北 Norden と南 Süden との境目で私を挟んでいるこの峡谷を、朝日が照らし出すのを待つのみとなった²⁴⁾。

1786年にティロールを通過してイタリアへ向かったゲーテは、『イタリア紀行』の中で以上のように述べた。また、以下では、ブレンナー峠を境に住民の体格が変化していることにも注目し、その原因を食習慣の

違いに求めている。

ブレンナーから下ってゆくうちに夜が明けると、さっそく私は人間の体格がすっかり変わっているのに気がついた。…あちら側（山むこう）のドイツ人ならその捏粉をさらに小さく千切って、それをバターで焼き直す。ところがヴェルシュのティロール人は、捏粉をそのままむしゃむしゃ食べてしまう²⁵⁾。

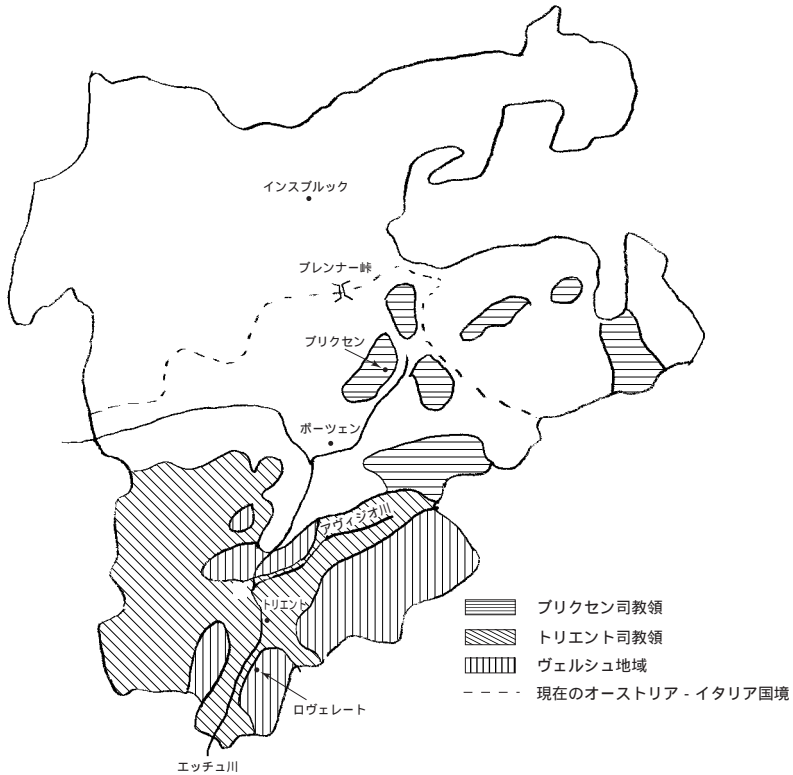
以上のように、ゲートは、ブレンナーを南北の境界と認識し、それより北を「ドイツ」、南を「ヴェルシュ」と位置づけた。だが、既に述べたように、ティロールでは、16世紀初頭に編入された地域の名称にも、「ヴェルシュ」という語が用いられており、このヴェルシュ地域は、ブレンナー峠よりもさらに南に位置していた（地図参照）。また、当時においては、ブレンナーだけが南北の絶対的な境界であったわけではない。シュタウバーという研究者は、近世以降の人文学者の記述や旅行記、地図を分析し、南北、ないしはドイツとイタリアを分ける境界線が、少なくとも四つあったことを指摘している²⁶⁾。以下では、この四つの境界について、北から順に見ていこう（以下の～の位置については、地図を参照）。

ブレンナー峠

アルプス山脈の分水嶺であるブレンナー峠をドイツとイタリアの境界とする考え方は、特にイタリア側の人文学者に多く見ることができる。そこでは、プリニウスなどの古代の作家たちが、アルプス山脈を北方のバルバロイに対する「防護壁」とみなしていたと主張された。また、ゲートのように、ここを旅の「休止点」と捉える旅行記も少なくなかった。

から約50キロメートル南のポーツェンとブリクセンの間の地点

古代ローマのアウグストゥスの時代、イタリア第十行政管区 *Regio X* とラエティアの境界がここに設定された。また、中世初頭以降、ここはトリエント司教区とブリクセン司教区の境界ともなった。ポローニャ出身の地図学者マジーニが1610年に作成した地図は、この司教区の境界に基づき、ここまでが「トレント領 *Territorio di Trento*」であり、イタリアの一部であると位置づけた。この区分は、当時の政治的支配領域とは対応しておらず、トリエント司教の世俗支配もここには及んでいな



地図 1803年以前のティロール

Levy, *Governance & grievance*, Indiana, 1988, P.9. および Stauber, *Der Zentralstaat an seinen Grenzen*, Göttingen, 2001, S. 431.より筆者が作成

い。しかし、これ以後に作成された地図の多くは、マジリーニのものを参照したため、その区分も影響力を持つこととなった。

エッチュ川にアヴィジオ川が合流する地点

ここは、ティロール伯領とトリエント司教領の境界をなす。ただし、16世紀初頭にヴェネツィアから獲得したヴェルシュ地域の大部分もその南に位置しており、18世紀末になっても、ここに関税線が引かれていた。また、この地点は、現在でも「言語境界」として一般に知られているが、当時の旅行記でも、そうした認識を示すものが少なくない。したがって、本稿でも、よりも南に位置するヴェルシュ地域やトリエント司教領をイタリア語系地域としてきた。だがここでは、ゲーテの『イタリア紀行』にあらわれる以下の描写にも注目しておきたい。

9月11日夜、ロヴェレートにて。

...やっとならぬロヴェレートについた。ここは言語の境目である。ここまで下ってくる途中は、相変わらずドイツ語を使ったりイタリア語を使ったりである。ところが今はじめて生粋のヴェルシュの御者に出くわし、また亭主もまるでドイツ語を話さない²⁷⁾。

ここで「言語の境目」とされているロヴェレートは、ヴェルシュ地域の中心都市であり、よりもかなり南に位置する。実際、旅行者が多く行きかう都市や街道沿いの地域はドイツ語とイタリア語が並存しており、また山間部にもドイツ語孤立圏が点在していた。したがって、「言語境界」というものの曖昧さにも留意しておく必要がある。

ティロール伯領とヴェネツィア領の境界

ヴェローナのすぐ北に位置するこの地点で、山岳地帯が終わり、上イタリアの平原が広がる。ヴェルシュ地域がティロールへと編入されてからは、ここが、ティロール伯領とヴェネツィア領の境界となった。

以上の四つの「境界」は、近世においてはどれも絶対的な優位性を獲得することはなかった。区分の指標も、歴史、言語、自然環境、そして現実の政治的領域など、様々であったことが確認できる。また、ここには、ヴェルシュ地域を「イタリア」の一部とする考えもあらわれているが、ティロール外のイタリア地域からは、「ドイツの tedesco」一部として認識されるのが一般的であった²⁸⁾。しかも、1790年議会において明

確となったように、イタリア語系住民が多数を占めるヴェルシュ地域とトリエント司教領は、国制上の地位に大きな相違が存在し、ワイン問題のような経済的な利害対立もあらわれていた。

だが、18 世紀後半には、イタリア語系エリートの間で、「イタリア」という枠組みを意識した新たな活動や言説が出現したことも見逃せない。その基盤となったのは、1750 年にヴェルシュ地域の中心都市ロヴェレートで設立されたアカデミーである²⁹⁾。

4. ロヴェレートのアカデミー

ロヴェレートのアカデミーの創設者の一人であるジュゼッペ・ヴァンネッティは、アカデミーの設立集会で、栄光のローマ帝国時代にロヴェレート地域が「すばらしきイタリア」に所属していたと述べた。ただし、このアカデミーは、インスブルックのアカデミーだけでなく、ヴェローナやヴェネツィアなどのイタリア語圏、そしてミュンヘンなどのドイツ語圏のアカデミーともコンタクトをとっていた。つまり、当時のヨーロッパにおける同様のアカデミーがそうであったように、国際的、コスモポリタンの性格を持っており、「ドイツ」文化を排除するようなものではなかった。実際、ドイツ語圏の会員が占める割合は、18 世紀後半を平均しても 18 パーセントに達していた。また、前述のヴァンネッティは、啓蒙に関するドイツ語圏の文献をイタリア語に翻訳し、フィレンツェやヴェネツィアの雑誌に発表していた。

だが、中央集権化の圧力が強まり、都市ロヴェレートの自治権にも制限が加えられるようになると、アカデミーは、ドイツ語系地域との相違を強調する姿勢に転換した。メンバーの一人、クレメンテ・パロニは、ロヴェレートの都市自治はヴェネツィア的伝統の上に立っており、ヴェルシュ地域がティロールに編入されたときにも、当時のハプスブルク君主によってその都市自治の維持が保証されたと主張した。彼の議論においては、「ヴェネツィア的」とされるこうした都市自治の伝統や、地域の言語、民族、慣習、歴史などが、「自然」という概念によって一括される。すなわち、ヴェルシュ地域は、「政治」的にはティロールに帰属しているものの、「自然」においては「イタリア」の一部であるとしたのである。ただし、この時点では、「イタリア」という政治的枠組みは

存在していなかったために、「政治」と「自然」を一致させようとする動きはあらわれていない。1790年議会で問題となったように、当時のヴェルシュ地域は、ティロールの国制への参加権が、他の地域に比べて制限されていた。これに対し、パローニは、ヴェルシュ地域の国制参加権拡大を主張し、それが認められなければティロール伯領からの離脱も辞さないとしていた。だが、この要求は、ハプスブルク家支配からの離脱を目指していたわけではなく、他のハプスブルク領イタリア地域への編入を希望するものであった。

「政治」と「自然」を区別する地域の捉え方は、その後のイタリア語系エリートにも受け継がれていく。前述のジュゼッペ・ヴァンネッティの息子クレメンティーノは、1790年、フィレンツェからやってきた友人がロヴェレートをティロールの都市と捉えていたことに反論する中で、以下のようなソネットを作った。

これらの諸渓谷は、たんなる偶然によって、ティロールの政府の支配下に入ったのだ。とはいえ、我々はイタリア人であって、ティロール人ではない³⁰⁾。

このクレメンティーノが主導権を握るようになると、アカデミーから次第に「ドイツ」色が排除されていった。また彼は、ドイツ語の高等教育機関をロヴェレートに設立する計画が持ち上がった際、「イタリア」文化の優越性を主張し、計画に反対する運動を展開した。

以上からは、イタリア語系エリートたちが、18世紀後半を通じて、「自然」という要素を発見し、これを指標としてドイツ語系地域との差異を強調する姿勢を強めていったことがわかる。ただし、「政治」と「自然」の区別は、言語や歴史などの「自然」が異なる複数の地域が、一つの「政治」的単位に帰属することを正当化することもありえた。また、既に述べたように、対仏戦争期に展開されたフランスやバイエルンへの抵抗運動においては、「ティロールのNation」にイタリア語系を統合しようとする動きもあらわれていた。それでは、こうした動きに対し、イタリア語系住民はどのような態度をとったのであろうか。

5. 「トレンティーノ」概念の成長

1796年に南からティロールに迫ろうとしていたナポレオンは、住民にフランス軍への服従を呼びかけた。これに対し、「ティロールのNationeは宣言する。フランスには、金も誇りも、そして友好や平和も望まない」とするイタリア語の詩が作られた³¹⁾。同時期の以下の軍歌でも、ティロール人であると同時にイタリア人でもあるという二重のアイデンティティが強調された。

ティロール人たちよ、ティロール人たちよ。急いで武器のもとへ。ここにフランス人達がいる。…戦地におりたったときには思い起こせ。汝らがティロール人であり、イタリア人であることを³²⁾。

また、フランスやバイエルンへの抵抗運動での戦死者のうち、全体の約17-21%が、イタリア語系地域の住民であった³³⁾。なお、イタリア語系地域住民は、当時のティロールの人口の三分の一以上を占めていた。よって、他地域と比べれば消極的ではあるものの、イタリア語系地域が抵抗運動に参加したことは間違いない。

以上からは、多様なアイデンティティを「ティロールのNation」に統合しようとするドイツ語系住民の試みが、イタリア語系にも一定の支持を得ていたことが推定できる。だが、この時期には、国制上の地位も経済的利益も多様であったティロール南部を一つの「地域」として把握し、これをティロールとは区別される「イタリア」的地域と位置づける考え方も出現した。それを示すのが、「トレンティーノ」という概念の成長である³⁴⁾。

「トレンティーノ」という用語は、現在ではイタリア語系地域の名称として定着している。だが、18世紀末までは、都市トリエントとその周辺地域、ないしは司教領を指すに過ぎなかった。実際、当時のイタリア語の著作では、ロヴェレート周辺地域を「ロヴェレターノ」とし、これを「トレンティーノ」と区別しているものもある。また、既にとりあげたパローニは、イタリア語系地域を「オーストリアのイタリア・ティロール」と呼んでいる。これは、「政治」的なティロールへの所属と、「自然」における「イタリア」への帰属の両者を説明しようとする用語

であった。

だが、1796年から97年にティロール南部に侵攻したフランス軍は、占領地域の名称として「トレンティーノ」という用語を採用した。さらに、トリエント司教領が1803年にティロールに併合され、1809年の武装蜂起鎮圧後には南部がイタリア王国へと編入されたことで、「トレンティーノ」の指す範囲が拡大した。

例えば、都市トリエントの文筆家イグナツィオ・サルダーニャは、ポーツェンとブリクセンの間の地点（地図の ）までを「トレントの付属物」とできるとし、ここが「イタリア」の北限であると考えていた。

また、トリエント司教の前官房長バルバコーヴィは、1810年のパンフレットで、ティロール南部のイタリア王国への編入を「再統合」として正当化した。「トレンティーノ」概念については、ヴェルシュ地域が本来はトリエント司教の封土であったと主張し、さらに次のようにも述べた。

確かに今日では、トレンティーノに対して、南のティロール、ないしは、イタリアのティロールという名が一般に与えられている。しかし、トレンティーノは、現在においても、そしてまた過去においてもティロールの一部分であったことはないのだ。...トレンティーノをティロールと混同したり、これをイタリアのティロールと呼ぶようになったのは最近になってのことである³⁵⁾。

ここからは、「南のティロール」や「イタリアのティロール」といった、ティロールへの帰属を前提とした用語が当時一般的であったことがわかる。それだけに、バルバコーヴィは、「トレンティーノ」という用語の採用を主張することで、こうした一般的理解を否定しようとしたのであろう。

なお、1810年に設定されたイタリア王国の北限は、一般に言われる「言語境界」よりも北のポーツェンとブリクセンの間であった（地図の ）。ここは、ローマ時代のイタリア第十行政管区とラエティアの境界であり、また、マジニの1610年の地図も、司教区の境界に基づいてここをドイツとイタリアとの境界としていた。これは単なる偶然の一致に過ぎなかったが、サルダーニャやバルバコーヴィは、こうした古代の地域区分やマジニの地図に依拠して、ここを「トレンティーノ」の北

限としている。

以上のように、対仏戦争期に「政治」的境界の整理・統合が進み、また一時的にイタリア王国に併合されたことで、「トレンティーノ」概念という新たな「地域」の捉え方が成長した。これ以降、イタリア語系地域の地位向上やティロールからの分離を要求する勢力は、イタリア語系地域の独自性と一体性を示すものとして「トレンティーノ」概念を強調することとなる。つまり、19世紀初頭における「トレンティーノ」概念の成長は、「政治」的境界を「自然」に一致させようとするその後の動きの出発点だったのである。だが、その「自然」には、言語、歴史、習慣などの多様な要素が含まれており、当時の政治的状况に応じて取捨選択された。サルダーニャやバルバコーヴィは、歴史に依拠して「トレンティーノ」を広く捉えている。一方、48年革命の最中に開かれたクレムジール議会に出席したイタリア語系地域の代表者は、アヴィジオ川がエッチュ川に合流する地点(地図の)を「言語境界」とし、「ティロールでは、ここでドイツの要素が終わり、イタリアが始まる」としている³⁶⁾。つまり、「自然」によって定義されたはずの「トレンティーノ」も、その時の「政治」的状况によって揺れ動くものだったのである。

おわりに

本稿の議論を、最後にもう一度整理しておこう。まず、「愛邦主義」については、主にドイツ語系住民が重視した「ティロールの Nation」という概念に注目して考察を行った。「ティロールの Nation」は、18世紀後半にハプスブルク帝国の中央集権化が進んだことに対抗して、ティロールの自立性と諸身分の一体性を強調するために用いられた。よって、これは、ティロール諸身分のみで構成される階層限定的な概念であり、国制に参加していなかったイタリア語系地域は排除されていた。

だが、対仏戦争期には、イタリア語系を含めたより広範な住民層を抵抗運動に動員することが必要となった。この結果、イタリア語系を「ティロールの Nation」に統合することも試みられた。ただし、この試みが、「神と皇帝と祖国」に対するフランスやバイエルンの脅威を強調することで行われたことにも注意したい。つまり、アイデンティティの拡大・統合は、新たな「他者」の設定を前提としていた。さらに、イタリ

ア語系住民を視野に入れて、「ティロールの Nation」の拡大が図られたとしても、それは、ドイツ語系が中心となるティロールの国制を維持するためのものであった。したがって、ヴェルシュ地域やトリエント司教領を排除してきた国制上の境界は、この時点でも依然として解消されなかったのである。

次に、「地域」や「境界」に対する認識については、近世には、ティロールの内部にドイツとイタリアの境界を見出す考え方が複数存在し、その指標も様々であったことを確認した。だが、18世紀後半以降、イタリア語系エリートは、これらの地域区分の指標を「自然」という概念で一括し、これを用いてドイツ語系地域との相違を強調し始めた。この背景には、ハプスブルク帝国の中央集権化によって従来の都市自治が脅かされたことや、ヴェルシュ地域がティロールの国制から排除されていたことに対する反発があった。ただし、イタリア語系エリートが行った「政治」と「自然」の区別は、地域の「イタリア」性とハプスブルク領への帰属を両立させる論理でもあった。しかも、国制上の立場が相違するトリエント司教領とヴェルシュ地域の間には、ワイン問題に見られたような経済的な対立も存在した。

対仏戦争期には、「ティロールの Nation」への統合を訴えるドイツ語系の呼びかけに呼应して、「イタリア人」であると同時に「ティロール人」でもあるというアイデンティティの二重性を肯定する動きがイタリア語系の側にもあらわれた。だが、この時期のイタリア語系地域は、内部の境界が整理され、また一時的にイタリア王国に所属することとなった。この結果、トリエント司教領や、都市トリエントとその周辺地域を指すものでしかなかった「トレンティーノ」という用語の適用範囲が拡大した。この「トレンティーノ」概念は、多様性を持つイタリア地域を一体のものとして描く一方で、「ティロール」という枠組みを否定するものであった。このように、「民族」原理が重要性を増し、錯綜した多数の境界が整理・統合されたこの時代には、イタリア語系住民の「地域」や「境界」に関する認識も大きく揺れ動いていたのである。

複合的アイデンティティの再認識と、これにともなう「地域」への関心の高まり。これらが、国民国家の枠組みに閉じ込められ、それとの関係でしか評価されてこなかった多様な「地域」の活動や協力を促進したことは確かである。だが、これを国民国家の境界線を引きなおしただけ

の結果に終わらせないためには、本稿で見たような複合的アイデンティティのメカニズムや排除の論理、そして「地域」自体の流動性や多様性にも目を向ける必要があるだろう。

注

- 1) これについては、Pallaver, G., “Kopfgeburt Europaregion Tirol. Genesis und Entwicklung eines politischen Projekts”, *Geschichte und Region / Storia e regione* 9, 2000 を参照。
- 2) Kucera, H., Magagnotti, P., *Eine Grenzregion stellt sich vor. Geschichte, Wirtschaft und Kultur von Trentino-Südtirol*, 5 Aufl., Bozen, 1993, S. 136.
- 3) Stekl, H., “Identitätsbilder in österreichischen Landesausstellungen”, *Österreichische Zeitschrift für Geschichtswissenschaften* 13-1, 2002, S. 57.
- 4) この点を指摘したものとしては、例えば、宮島喬「統合の深化と地域・民族問題 東方への拡大を踏まえて」宮島喬・羽場久滯子編『ヨーロッパ統合のゆくえ 民族・地域・国家』人文書院、2001年、86-94頁。
- 5) 進藤修一「南ティロールにおける「民族」「境界」のない世界は可能か？」大津留厚他著『近代ヨーロッパの探求 民族』ミネルヴァ書房、2003年、277-286頁。
- 6) Cole, L., “Fern von Europa? The peculiarities of Tirolian historiography”, *Zeitgeschichte* 23, 1996.
- 7) 進藤、前掲論文、291頁。
- 8) 同上、308頁。南ティロールの現状に関する邦語文献としては、以下も参照。加賀美雅弘「中央ヨーロッパにおける民族集団の諸相」『東京学芸大学紀要』第三部門 51、2000年、63-66頁。宮島喬「共生の枠組が生まれるか 南ティロールの二つの『民族』」同『ヨーロッパ社会の試練』東京大学出版会、1997年。
- 9) 例えば、現在の連邦国家オーストリアでは、ヨーロッパ統合の進展を背景に、地域の歴史的個性の再発見の中でオーストリア・アイデンティティを確定しようとする試みが行われている。そこでは、各州の「州意識」が、領邦国制にさかのぼる地域主義に基づいていることが強調される。佐藤勝則「オーストリア千年と地域史研究」『歴史』新輯 89、1998年; Felder, N., *Die historische Identität der österreichischen Bundesländer*, Innsbruck-Wien-München-Bozen, 2002.
- 10) Pallaver, *op. cit.*
- 11) Klingenstein, G., “Was bedeuten „Österreich“ und „österreichisch“ im 18. Jahrhundert? Eine begriffsgeschichtliche Studie”, in: Plaschka, R. G., Stourzh, G. und Niederkorn, J. P. (Hg.), *Was heißt Österreich?:*

- Inhalt und Umfang des Österreichbegriffs vom 10. Jahrhundert bis heute*, Wien, 1995, S. 165f. なお、これは、ハプスブルク帝国以外にもあてはまる。オットー・ダンは、近世ヨーロッパの領邦国家では、Nationは「国家およびその主権の社会的担い手を意味する」としている。オットー・ダン（末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳）『ドイツ国民とナショナリズム』名古屋大学出版会、2000年、19-22頁。
- 12) ハプスブルク帝国における「国法」の意義を指摘したものとしては、大津留厚「近代国家と国法的抵抗 ヨーゼフ二世の改革とハンガリー」『歴史評論』504、1992年。同「ハプスブルクの国家・地域・民族 プラグマーティシェ・ザンクツィオン再考」『歴史評論』599、2000年。
- 13) ティロールの国制に関しては、ペーター・ブリックレ（服部良久訳）『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房、1990年、71-82頁；Köfler, W., *Land, Landschaft, Landtag: Geschichte der Tiroler Landtage von den Anfängen bis zur Aufhebung der landständischen Verfassung 1808*, Innsbruck, 1985.
- 14) 以下の1790年議会に関する叙述の詳細については、拙稿「18世紀末ティロールにおける地域と国家 1790年の領邦議会を中心に」『史林』85-3、2002年を参照。
- 15) *Der tirolische Landtag 1790*, S. 28. なお、この史料は、Tiroler Landesmuseum Ferdinandeum (TLF), Ferdinandeumsbibliothek (FB) 2695, “Tagebuch des öffentlichen Landtags in Tyrol vom Jahre 1790 entworfen von Benedikt v. Sardagna” と同一のものである。
- 16) TLF, FB 1239/II, “Beylagen und Urkunden zum Tagebuch des offenen Landtages vom J. 1790”, Fol. 160.
- 17) *Ibid.*, Fol. 162.
- 18) *Ibid.*, Fol. 163.
- 19) 対仏戦争期の「愛邦主義」に関する以下の叙述の詳細については、拙稿「ナポレオン戦争期のティロールにおける「愛邦主義」」『西洋史学』211、2003年を参照。
- 20) 日本基督教協議会文書事業部キリスト教大事典編集委員会編『キリスト教大事典』教文館、1963年、627-628頁。
- 21) Pizzinini, M., *Andreas Hofer. Seine Zeit. Sein Leben. Sein Mythos*, Wien, 1984, S. 119.
- 22) Bauer, I. E. (Hg.), *Tiroler Kriegslieder*, Innsbruck, 1896, S. 56.
- 23) イタリア語で発行されたものは、TLF, Dipaulina 1362, II, Nr. 50. ドイツ語で発行されたものは、Pfaundler, W., Köfler, W., *Der Tiroler Freiheitskampf 1809 unter Andreas Hofer. Zeitgenössische Bilder, Augenzeugenberichte und Dokumente*, 2. Aufl., München-Bozen-

Innsbruck, 1984, S. 199. なお、括弧内の補足は筆者による。以下の引用文中の括弧も同様。

- 24) Goethe, J. W. v., *Italienische Reise* (Hamburger Ausgabe, Bd. 11: Autobiographische Schriften III, hg. u. komm. v. Herbert von Einem), München 1981, 7. Aufl. der Sonderausgabe, 2002, S. 15, 17. なお、訳出の際には、相良守峯訳『イタリア紀行』上巻、岩波書店、1942 年を参考にしたが、必要に応じて修正を加えた。これは、以下の『イタリア紀行』からの引用も同様である。
- 25) *Ibid.*, S. 38.
- 26) Stauber, R., *Der Zentralstaat an seinen Grenzen: administrative Integration, Herrschaftswechsel und politische Kultur im südlichen Alpenraum 1750-1820*, Göttingen, 2001 (以下 *Zentralstaat*), S. 60-129.
- 27) Goethe, *op. cit.*, S. 28.
- 28) Stauber, R., “„Natur“ und „Politik“. Aufklärung und nationales Denken im italienischen Tirol 1750-1820”, in: Albrecht, D., Aretin, K. O. F. v., Schulze, W. (Hg.), *Europa im Umbruch 1750-1850*, München, 1995 (以下、 “„Natur“ und „Politik“ ”), S. 105.
- 29) このアカデミーについては、以下を参照。Levy, M. J., *Governance & grievance: Habsburg policy and Italian Tyrol in the eighteenth Century*, Indiana, 1988, pp. 31-45; Stauber, “„Natur“ und „Politik“”; *id.*, *Zentralstaat*, S. 394-433.
- 30) Stauber, “„Natur“ und „Politik“”, S. 115.
- 31) Dalponte, L., *Uomini e genti trentine durante le invasioni napoleoniche, 1796-1810*, Trento, 1984, p. 35.
- 32) Bauer(Hg.), *op. cit.*, S. 34.
- 33) Kramer, H.(Hg.), *Die Gefallenen Tirols 1796-1813 (Schlern-Schriften 47)*, Innsbruck, 1940, S. 28-30.
- 34) トレンティーノ概念については、以下を参照。Nequirito M., “Ordine politico e identità territoriale. Il Trentino in età napoleonica”, in: *Trento, principi e corpi*, a cura di Mozzarelli, C., Trento, 1991 (以下、 “Il Trentino in età napoleonica”); *id.*, “ Territorio e identità in un area di frontiera fra Otto e Novecento: il dibattito sul nome “ Trentino ” ” , *Geschichte und Region / Storia e regione* 9, 2000; Stauber, *Zentralstaat*, S. 425-433.
- 35) Nequirito, “Il Trentino in età napoleonica”, p. 127.
- 36) Levy, *op. cit.*, p. 146f.

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)